

第3次

恵那市行財政改革大綱

(平成28年度～平成32年度)

— 「地域経営力の向上による持続可能なまちづくり」 —

平成27年8月

恵 那 市

第3次恵那市行財政改革大綱目次

1. はじめに	1
2. 市を取り巻く状況	
(1) 人口減少と少子高齢化の進展の影響	2
(2) 合併後の普通交付税優遇措置が段階的に廃止	2
3. 恵那市の現状、財政見通し	
(1) 財政指標の推移	
① 経常収支比率	4
② 実質公債費比率	4
(2) 職員数と人件費の推移	5
(3) 長期財政計画（一般財源）の見通し	6
4. 大綱の概要	
(1) 基本理念	7
(2) 基本理念を構成するキーワード	7
(3) 基本方針	8
5. 推進期間	9
6. 推進体制	9
7. 行動計画	
(1) 目的	10
(2) 取組期間	10
資料	11



恵那市公式キャラクター「エーナ」

1. はじめに

恵那市では、平成18年3月に「恵那市行財政改革大綱」を、平成23年2月には「第2次恵那市行財政改革大綱」を策定して行財政改革に関する基本的な考え方や方針を示すとともに、改革の具体的な取組事項を定めた行動計画に基づき、限られた経営資源で最大の効果を上げるべく行財政改革を断行してきました。これにより、職員数の適正化や市有施設の移譲等による歳出の抑制、市税等の収納強化による歳入の確保などを通じて、およそ85億円（平成26年度・平成27年度は試算額）の財政的な効果を上げてきました。

しかし、平成37年には全国の高齢化率が30%以上になる見通しであり、本市においてはそれを上回る37.5%になると推計されています。また、厚生労働省の推計によると、平成24年度から平成37年度にかけて介護給付費は2.4倍、医療給付費は1.5倍と、超高齢社会の進行に伴う社会保障費の急激な増加が見込まれています。

さらに、公共施設や公共インフラなどの老朽化が進み、今後、多くの施設が大規模修繕や更新の時期を迎えることから、統廃合や長寿命化などの見直しを進めてもなお現在の公共投資額を超える多額の費用が必要となります。その結果、市税等の歳入面では、少子化による生産年齢人口の減少が本格化するため厳しい状況となります。それだけに超高齢社会・人口減少社会をどのように乗り越えるかが、持続可能な恵那市を実現する上で重要な鍵となっています。

このように、恵那市を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、高度化・多様化する市民ニーズに迅速に対応するためには、より必要性が高い事業に重点を置き、今の時代に合わなくなったものや優先度が低いものを見直すなどの取り組みが不可欠です。また、新たな財源を確保するためのさらなる努力や、超高齢社会・人口減少社会に対応するための戦略的な対策も必要です。加えて、地域内分権改革の推進によって、住民と地域が主役となったまちづくりを行政が後押しする仕組みの実践とその継続が求められます。

これらの重要な課題を直視し、市民から期待されている質の高い事業・サービスを持続的に展開していくため、これまでの行財政改革等の成果や課題を踏まえつつ、第2次行財政改革大綱で掲げた「経営と協働でさらなる改革」を一層発展させ、「地域を経営する」という考え方に基づいた行財政改革を高いレベルで実現しなくてはなりません。その指針となる第3次行財政改革大綱を、ここに策定します。

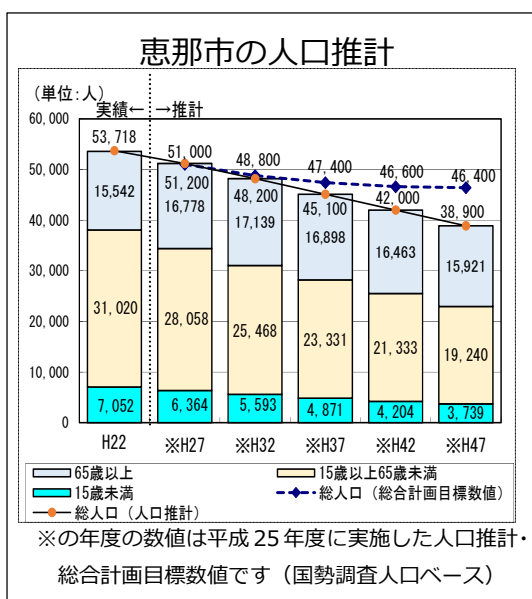
2. 本市を取り巻く状況

本市をとりまく社会経済状況は、長期的に少子化・超高齢社会が進行することによる生産年齢人口の減少に伴う税収減や、合併後の普通交付税※1の優遇措置※2が段階的に縮小されることなどにより、非常に厳しい財政状況に直面することが想定されます。

(1) 人口減少と少子高齢化の進行の影響

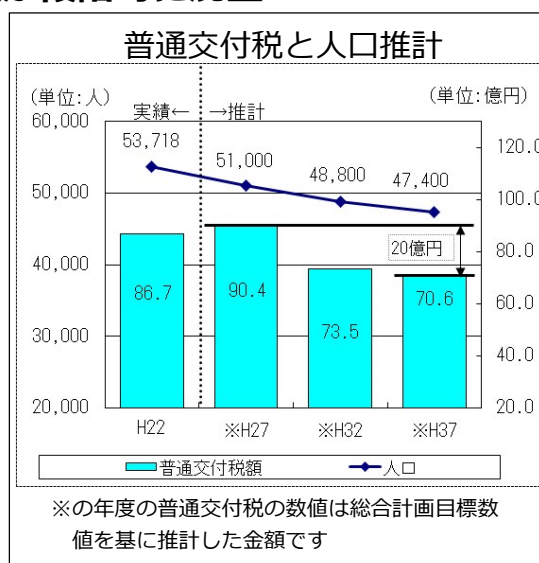
本市でも人口減少、少子高齢化が進んでいます。平成22年国勢調査時点の人口、53,718人、15歳未満の割合は、13.2%、高齢化率は、29.0%となっています。平成25年度に実施した将来人口推計調査では、これが平成47年度には、38,900人、15歳未満の割合は9.6%と大幅に減少する一方、高齢化率は、40.9%と大幅に増加するものと見込まれます。

そこで、第2次総合計画では「定住・移住」など人口減少対策の施策を実施し、生産年齢の減少に伴う税収の減少を抑制します。



(2) 合併後の普通交付税優遇措置が段階的に廃止

市町村合併による算定特例により優遇措置がなされていた普通交付税は、平成26年度の一般財源※3の歳入決算額の約41%を占めていました。人口減少による減額に加え、合併後10年が経過する平成27年度からは、優遇措置が段階的に縮小され、平成32年度には完全に廃止となります。今後、普通交付税は、平成27年度と平成37年度を比較して20億円程度の減収が見込まれます。



この 20 億円は、平成 26 年度の決算額（一般財源）211.5 億円の約 1 割に相当します。そのため、市が用途を自由に決めることのできる一般財源としての普通交付税が減少することは、市が単独で行う事業への影響はもとより、国・県の補助金や地方債などの用途が特定される財源を組み合わせて行っている建設事業にも波及することから、その減少額以上に市政運営に対し大きな影響があります。

- ※1 普通交付税：全国どこに住んでいても一定水準の行政サービスが保てるよう国税収入の一部を地方自治体に交付するものです。具体的には「基準財政需要額（合理的で妥当な水準の行政サービスを行うための経費を人口や面積などを基準に全国画一的に仮定して算出される額）」から「基準財政収入額（(法定普通税+税交付金+地方特例交付金)×75/100+地方譲与税+交通安全対策特別交付金）で算出される地方公共団体の標準的な一般財源収入見込み額）を差し引いた不足額が普通交付税となります。なお、普通交付税と特別交付税を合わせたものが地方交付税となります。
- ※2 普通交付税の算定の優遇措置：地方自治体が合併すると、市町村長が 1 人になったり、市議会が 1 つになったり、本庁舎などが一本化されたりするため基準財政需要額が減額となり、本来の普通交付税額は合併前に比べ大きく減額されます。しかし、合併後 10 年間は特例として合併をしなかった場合と同じように合併前の旧自治体の普通交付税の合計額が「合併算定替」として国から交付されます。平成 26 年までの 10 年間は、合併算定替が適用されますが、平成 27 年度から 5 年間で段階的に減少し、平成 32 年度以降は「合併算定替」の優遇措置がなくなります。
- ※3 一般財源：「市税+地方譲与税+地方特例交付金+地方交付税+交通安全対策特別交付金+各種県税交付金」で算出され、用途が特定されておらず市の裁量によって使用できる財源です。今回の行財政改革では、財源を最大限活用するため一般財源による分析としました。

3. 恵那市の現状、財政見直し

(1) 財政指標の推移

恵那市の財政の健全度を示す主要指標の状況は、以下のとおりとなっています。

① 経常収支比率

普通会計の「財政の硬直度」を表す指標です。この値が 100%に近づくほど、財政構造の硬直化が進んでいることを表します。本市では、80%以下となるよう行財政改革を進めてきました。しかし、歳入面では、経常一般財源がほぼ横ばいであるにもかかわらず、歳出面では物件費、繰出金などが増額となったため、平成 26 年度決算では 85.4 %と、平成 22 年度と比較して 5.3%ポイント悪化しています。

(単位：%)

		H22	H23	H24	H25	H26
経常収支比率	目標	82.5	82.3	82.1	78.3	77.9
	結果	80.1	81.9	83.4	82.5	85.4

※経常収支比率＝財政構造の弾力性を図る指標。人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）がどの程度充当されたのかをみるものです。市では、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあると言われていましたが、平成 24 年度決算では全国の類似団体平均が 90.2%、岐阜県内の平均も 86.5%と全国的に高止まる傾向にあります。

② 実質公債費比率

普通会計における借入金返済の正味の負担割合を測る指標です。この指標は、普通会計の借入金返済額に特別会計と企業会計の借入金返済に対して普通会計が負担した額を加えて、実質的な負担割合を表します。平成 26 年度決算では 9.3%と平成 22 年度と比較して 3.2 ポイント改善し、目標に対しても 3.6 ポイント改善しています。

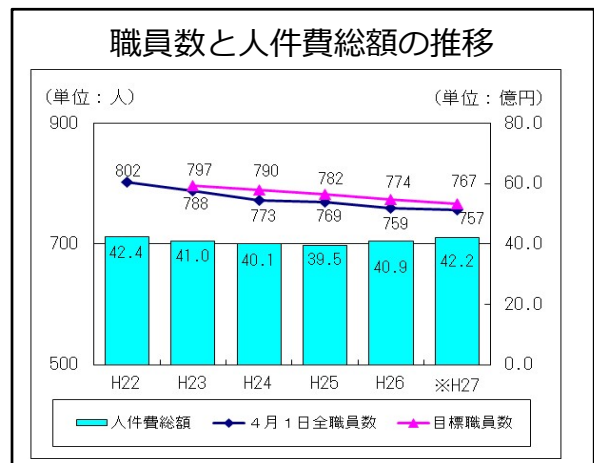
(単位：%)

		H22	H23	H24	H25	H26
実質公債費比率	目標	12.7	12.5	13.1	12.1	12.9
	結果	12.5	11.4	11.0	10.1	9.3

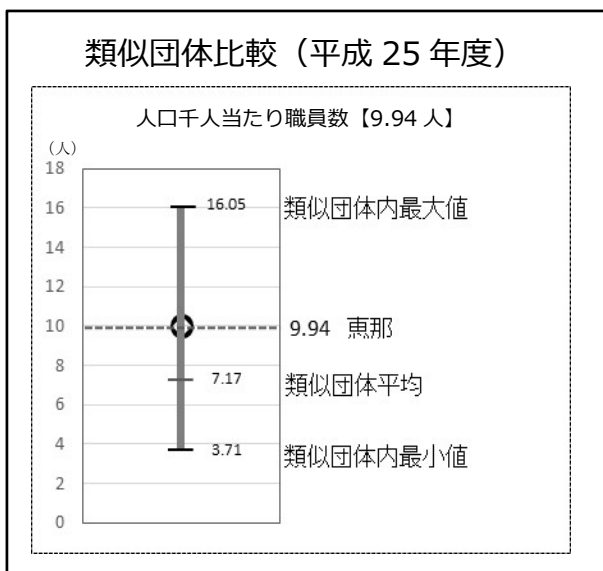
※実質公債費比率の制限＝地方債協議制度の下では、18%以上の団体は地方債の発行に際し許可が必要となります。実質公債費比率は健全化判断比率の一つで、25%、35%を超えると、それぞれ早期健全化基準、財政再生基準により、国の監視下で計画的に財政健全化、財政再生に取り組まなくてはなりません。

(2) 職員数と人件費の推移

恵那市定員適正化計画に基づき、施設の統合や指定管理者制度の導入、包括委託などに加え、一般職員の採用を控えたことなどにより、平成 27 年度の全職員数の目標数値 767 人（4 月 1 日現在）に対し、平成 26 年度には 759 人と、目標を 8 人下回るなど、目標を達成しました。また、平成 22 年度普通会計職員数と平成 26 年度を比較した場合でも、38 人が削減されました。



類似団体比較（平成 25 年度）



次に、本市の平成 25 年 1 月 1 日現在の人口千人当たりの普通会計職員数は 9.94 人で前年度比 0.05 人減となりました。

第 1 次・2 次定員適正化計画を進めてきた結果、市町村合併時の 998 人に対し 241 人の削減となり、本市と人口や産業構造が類似した地方公共団体（＝類似団体）の平均値に徐々に近づいています。しかしながら、依然として全国平均を大きく上回る人数となっています。

※類似団体＝行政権能の相違を踏まえつつ、人口や産業構造により全国の市町村を 35 の類型に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体を言います。本市は、人口が 5 万人～10 万人で、第 2 次産業と第 3 次産業従業者の合計が 95%未満、かつ第 3 次産業従業者が 55%以上のグループ（市町村類型Ⅱ-1）に属しています。このグループには 198 団体が属しており、県内では本市と高山市、羽島市及び瑞穂市が属しています。

(3) 長期財政計画（一般財源）の見通し

平成 37 年度までの財政を展望すると、市税のうち法人市民税は企業の業績回復などにより増収が見込まれるものの、個人市民税は生産年齢人口の減少などにより減収が見込まれます。そのため、市税全体もゆるやかな減収傾向がうかがえます。また、平成 26 年度決算額のうち歳入の約 41%を占める普通交付税は、人口減少に加え、合併による優遇措置が平成 27 年度から段階的に縮小されることにより、平成 37 年度には約 20 億円の減収を見込んでいます。

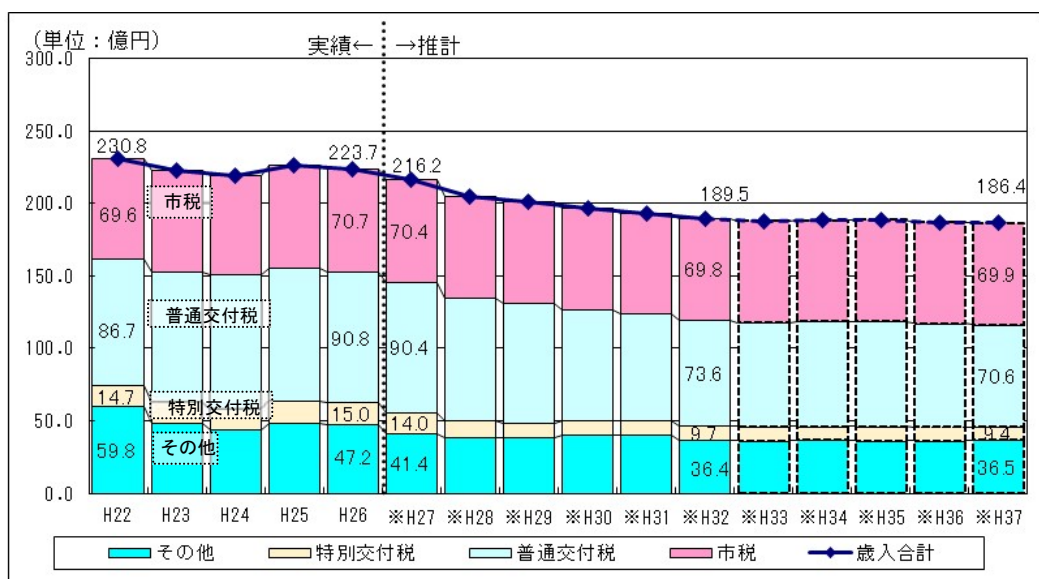
そこで歳入の維持・確保については、第 2 次恵那市総合計画で「子育て世代の定住・移住」、「子育て支援」など、人口増加施策を積極的に展開し、歳入の維持確保に努めます。また、歳出については、超高齢社会の進行等に伴う給付費の増加が予想されます。このため老朽化が進む多くの公共施設について「量」から「質」への改革を実施するとともに、人口減少や長期財政規模にあった職員数の適正化など第 3 次恵那市行財政改革行動計画を着実に実行し、経常経費の一層の削減を行います。

※長期財政見通しは、恵那市総合計画の長期財政計画と整合性を取っています。

■平成 37 年度までの歳入の見通し

(単位：億円)

	H22	H26	※H27	※H32	※H37	
歳入合計	230.8	223.7	216.2	189.5	186.4	
市税	69.6	70.7	70.4	69.8	69.9	
地方交付税	普通交付税	86.7	90.8	90.4	73.6	70.6
	特別交付税	14.7	15.0	14.0	9.7	9.4
その他	59.8	47.2	41.4	36.4	36.5	



※平成 27 年度以降は推計値

4. 大綱の概要

(1) 基本理念

これまでの総合計画や行財政改革の実践を踏まえつつ、**持続可能なまちづくり**を住民が主体となった**地域自治区**などの関係団体と一緒に展開していくため、「**オール恵那市**」の考え方を基本として行政運営にあたらなくてはなりません。また、社会経済情勢の変化により、市民ニーズが高度化・多様化するとともに、自治体の果たすべき役割が質・量ともに変化し続けるなかにおいて、そうした変化を敏感に察知し、創意工夫を持って対応していかなくてはなりません。

そこで、各地域の課題を的確に捉え、地域のさまざまな資源（ヒト・モノ・情報）を有機的に結びつけ、コスト意識やスピード感をもって課題解決に邁進する「**地域経営**」の確立を目指して、本市の行財政改革の基本理念を次のように定めます。

「地域経営力の向上による持続可能なまちづくり」

(2) 基本理念を構成するキーワード

持続可能なまちづくり・・・「恵那市」が持続するために各地域が特性を活かしたまちづくりを進め、魅力ある地域にならなければなりません。しかし恵那市の長期財政状況は縮小が見込まれます。このため地域が真に必要な施策や公共施設に財源を充てるなど、事業の選択と集中が必要です。

地域自治区・・・地域内分権として、住民が身近な事柄を主体的に取り組み、住民の意向を踏まえ効果的に実施していくための制度で、市町村合併前の旧町村の5地域自治区と旧恵那地域の8地域自治区の合計13地域自治区を設置しました。

オール恵那市・・・市町村合併をして10年が経過しましたが、旧市町村の枠組みを超えたまちづくりは、進展していない状況です。恵那市全域を見据え、地域の特性を活かしつつ、地域間の連携強化が必要です。

地域経営力の向上・・・地域のさまざまな資源を結びつけ地域の活性化を進めるため、地域と行政が連携して効率的・効果的に課題に対応できる仕組みが必要です。

(3) 基本方針

地域経営の確立を目指して、地域経営力の向上と行政運営の変革を図るため、本市では次の2つを基本方針とします。

I 市民の視点に立った行政サービスの向上（「質」の改革）

多様化する市民ニーズに対応しつつ、より効果的な事業運営や市民の利便性及び満足度の向上を目指します。そのため、成果重視の行政運営や目標管理型の評価手法を積極的に取り入れ、定着を図り、各地域の課題解決のため市民や地域が主体的に活動できる、地域自治区などによるまちづくりの取り組みを推進します。それらの進展を踏まえながら、限りある経営資源を効果的に活用し、市民サービスの向上を図りつつ、事務事業について不断の見直しを行います。同時に、市民参加のもとで公共施設のあり方を根本から見直し、地域の特性やバランスを考慮しつつ複合化や多機能化、集約化、民間移譲など、多方面からの検討を加え、公共施設の再配置計画を策定し、推進します。加えて職員の意識改革と人材育成を推進します。

II 簡素で効率的な行政経営の確立（「量」の改革）

社会経済情勢の変化を的確に捉えつつ、厳しい財政環境に適切に対処していくために、簡素で効率的な行政経営を目指します。そのため、中長期的な視点に立った財政計画のもと、「入るを量りて出るを為す^{※1}」の精神で、歳入・歳出の継続的な見直しを行います。また、収納対策の一層の充実やふるさと納税の推進など、さらなる財源確保を図るための取り組みを行います。さらに受益者負担の原則を基本として負担の公平性も確保していきます。加えて、スリムで効率的な組織を構築するとともに、権限と責任を明確化し、円滑な組織運営を推進します。

※1 「入るを量りて出るを為す」・・・ 収入を計算して支出とのつり合いを調整する。経済状態を整えること。

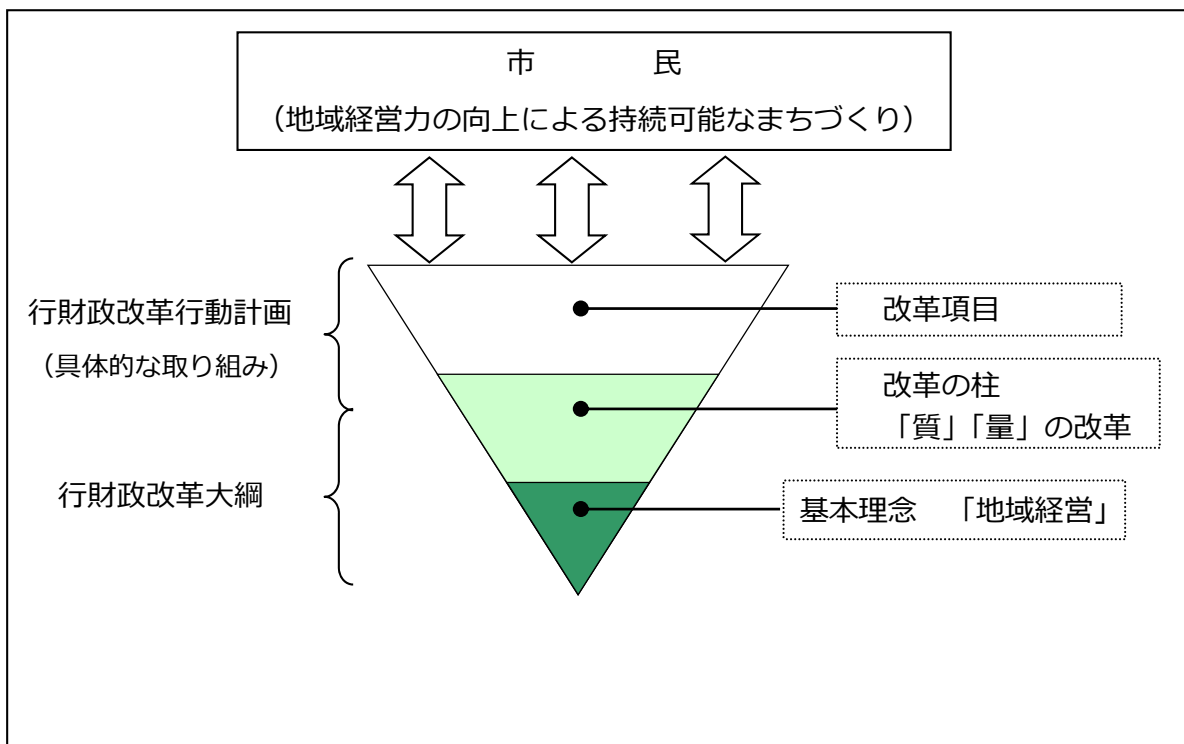
5. 推進期間

第3次行財政改革大綱の推進期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

6. 推進体制

行財政改革の取り組みを着実に推進するために、市行財政改革推進本部において厳格に進行管理を行います。また、行財政改革の進捗状況は、市民代表等からなる市行財政改革審議会に適宜報告し、多面的な観点から評価や意見を求めるとともに、さまざまな広報手段を通じて市民にわかりやすく公表していきます。

第3次恵那市行財政改革の体系図



7. 行動計画

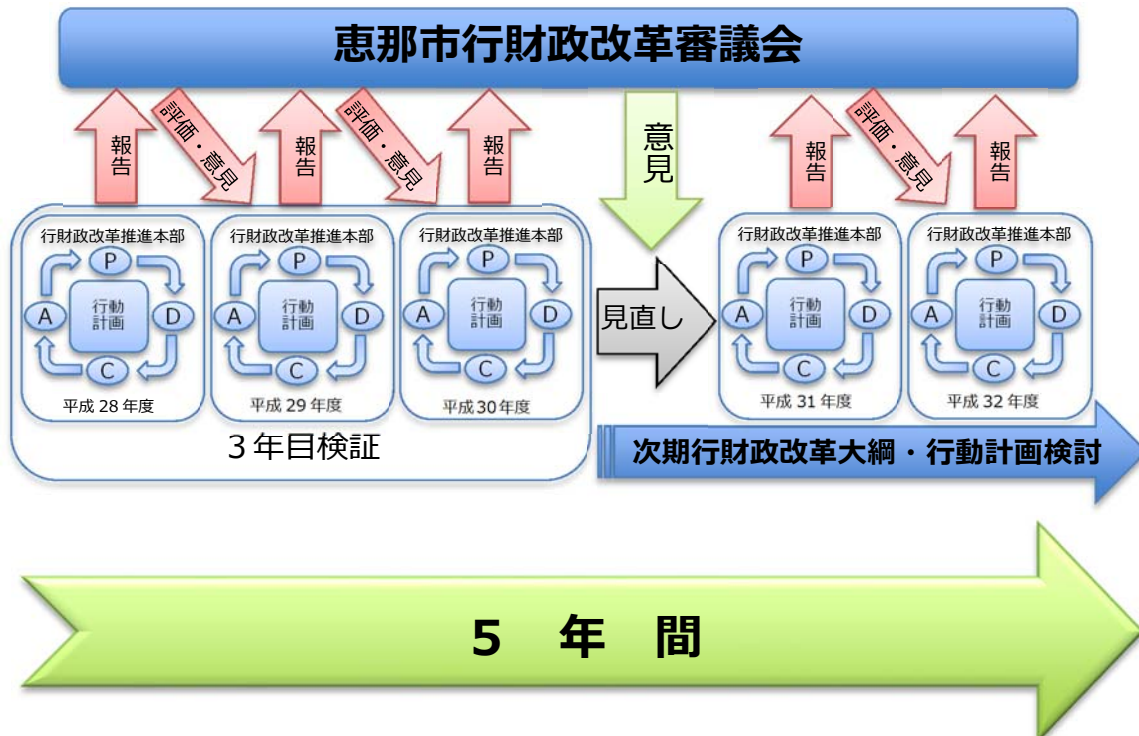
(1) 目的

大綱で示した行財政改革を着実に推進するため、具体的な取組内容や達成時期をまとめた行動計画を策定します。行動計画には数値目標を設定し、客観的に進捗が評価できるようにします。

(2) 取組期間

行動計画の期間は、大綱と同様5年間とします。また、年度ごとに目標に対する達成度を測りながら、取り組みを順次進めることとします。目標を達成した取り組みは行動計画完了とする一方で、新たな課題や目標を追加することにより、継続的に改革を進めていきます。加えて、5年間の計画を戦略的に実行するため、策定後2年が経過する平成30年を目途に行動計画の検証を行い、目標達成に向けて取り組みや推進方策を必要に応じて見直します。

併せて、次期行財政改革大綱・行動計画の策定に向け、平成31年から検討を開始することとします。



資 料

- 恵那市行財政改革審議会
- 恵那市行財政改革推進本部会議

■ 恵那市行財政改革審議会

1 恵那市行財政改革審議会の開催

平成 26 年度第 2 回恵那市行財政改革審議会（平成 26 年 10 月 30 日開催）で、「第 3 次恵那市行財政改革大綱」について策定を諮問し、延べ 7 回の会議を開催して議論を重ねました。また審議会を 2 グループに分けワークショップを延 10 回開催し、恵那市の公共施設のあり方について議論を重ねました。

【恵那市行財政改革審議会の開催状況】

開 催	内 容
平成 26 年第 1 回 8 月 26 日（火）	<ul style="list-style-type: none">・ 第 2 次行財政改革行動計画の達成状況について・ 長期財政計画について・ 恵那市人口推計について・ 次期行財政改革審議会の進め方について
平成 26 年度第 2 回 10 月 30 日（木）	<ul style="list-style-type: none">・ 第 3 次行財政改革大綱の諮問について・ 第 3 次行財政改革大綱の柱（案）について・ 恵那市公共施設カルテについて
平成 26 年度第 3 回 2 月 13 日（金）	<ul style="list-style-type: none">・ 恵那市行財政改革審議会ワークショップについて・ 恵那市公共施設カルテについて
平成 26 年度第 4 回 3 月 26 日（木）	<ul style="list-style-type: none">・ 恵那市公共施設白書（案）について
平成 27 年度第 1 回 5 月 15 日（金）	<ul style="list-style-type: none">・ 恵那市公共施設白書について・ 恵那市指定管理者制度更新・導入基本方針について
平成 27 年度第 2 回 7 月 1 日（水）	<ul style="list-style-type: none">・ 第 3 次恵那市行財政改革大綱（案）について・ 第 3 次恵那市行財政改革行動計画（素案）について
平成 27 年度第 3 回 7 月 15 日（水）	<ul style="list-style-type: none">・ 第 3 次恵那市行財政改革大綱（案）について・ 第 3 次恵那市行財政改革行動計画（案）について
平成 27 年度第 4 回 8 月 6 日（木）	<ul style="list-style-type: none">・ 第 3 次恵那市行財政改革大綱（案）について・ 第 3 次恵那市行財政改革行動計画（案）について

※恵那市行財政改革審議会の開催状況と議事録は、市公式ウェブサイトでご覧いただけます。

【市公式ウェブサイト】

<http://www.city.ena.lg.jp/>

トップページ> 市政の案内> 各種行政委員会> 恵那市行財政改革審議会>
恵那市行財政改革審議会の開催状況

2 恵那市行財政改革審議会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行財政の実現に資するため、恵那市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、行財政の実態に検討を加え、行財政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、市長に建議をし、又は市長の諮問に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市の区域内の公共的団体の代表者その他住民のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、公共的団体の代表者として任命された者の任期は、2年以内で当該公共的団体の代表者の任期による。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員任命後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 審議会委員名簿

(50音順・敬称省略)

氏名	所属等	備考
市川美彦	恵那市地域自治区会長会議 (学識経験者)	審議会副会長 H27.5.15 から
黄地尚幸	恵那市まちづくり市民協会	
大島 隆	恵那市社会教育委員	
加藤久雄	恵那商工会議所	
神尾寛和	恵那市自治連合会	審議会会長 H27.3.31 まで
河原三次	(一社) 恵那青年会議所	H27.3.31 まで
樹神和昭	恵那市地域自治区会長会議	H27.5.15 から
千藤茂行	市民工コ会議	
田口勝一	(一社) 恵那青年会議所	H27.5.15 から
柘植麻美	税理士	審議会副会長 H27.5.15 まで 審議会会長 H27.5.15 から
坪井弥栄子	「男女のわ」ネットワーク	
堀 泰明	恵那市恵南商工会	H27.7.11 まで
堀 有希	恵那市恵南商工会女性部	
本間英彦	経営コンサルタント	
前田和久	恵那東海理化株式会社	
牧野 香	恵那市まちづくり市民協会	
矢頭禎朗	明光化成工業株式会社	
鈴木 誠	愛知大学地域政策学部教授	オブザーバー

※ 平成 26 年度・平成 27 年度 委員

■ 恵那市行財政改革推進本部会議

1 恵那市行財政改革推進本部会議の開催

延べ 10 回の会議を開催して議論を重ねました。

【恵那市行財政改革推進本部会議】

開 催	内 容
平成 26 年度第 1 回 8 月 19 日 (火)	・平成 26 年度のスケジュールについて (次期行財政改革大綱の策定について) ・行財政改革行動計画の達成状況と進捗状況について
平成 26 年度第 2 回 12 月 24 日 (水)	・施設カルテについて ・指定管理者制度導入施設の指定期間終了について
平成 26 年度第 3 回 1 月 30 日 (金)	・施設カルテについて ・公共施設設置状況について ・行財政改革審議会ワークショップについて
平成 26 年度第 4 回 3 月 18 日 (水)	・第 2 次恵那市行財政改革行動計画の進捗状況等について
平成 27 年度第 1 回 4 月 23 日 (木)	・平成 27 年度のスケジュールについて ・恵那市公共施設白書 (案) について ・恵那市指定管理者制度更新・導入基本方針について
平成 27 年度第 2 回 5 月 11 日 (月)	・恵那市公共施設白書 (案) について
平成 27 年度第 3 回 6 月 8 日 (月)	・第 3 次恵那市行財政改革大綱骨子 (素案) について ・第 3 次恵那市行財政改革行動計画 (素案) について
平成 27 年度第 4 回 6 月 26 日 (金)	・第 3 次恵那市行財政改革大綱骨子について ・第 3 次恵那市行財政改革行動計画 (骨子・素案) について
平成 27 年度第 5 回 7 月 13 日 (月)	・第 3 次恵那市行財政改革大綱 (案) について ・第 3 次恵那市行財政改革行動計画 (案) について
平成 27 年度第 6 回 7 月 30 日 (木)	・第 3 次恵那市行財政改革大綱 (案) について ・第 3 次恵那市行財政改革行動計画 (案) について

2 恵那市行財政改革推進部会の開催

【指定管理者導入施設の今後のあり方検討部会】

「指定管理者制度導入施設の今後のあり方について、延5回の会議を開催して議論を重ねました。

開 催	内 容
平成 27 年度第 1 回 4 月 17 日 (金)	<ul style="list-style-type: none">・ 部会のスケジュールについて・ 指定管理者制度導入施設について・ 恵那市指定管理者制度更新・導入基本方針 (案) について
平成 27 年度第 2 回 4 月 30 日 (木)	<ul style="list-style-type: none">・ 各指定管理者施設更新の方向性について
平成 27 年度第 3 回 5 月 7 日 (木)	<ul style="list-style-type: none">・ 各指定管理者施設更新の方向性について
平成 27 年度第 4 回 5 月 14 日 (木)	<ul style="list-style-type: none">・ 各指定管理者施設更新の方向性について
平成 27 年度第 5 回 5 月 22 日 (金)	<ul style="list-style-type: none">・ 各指定管理者施設更新の方向性について

3 恵那市行財政改革推進本部設置規程

(設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、恵那市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

一部改正〔平成19年総務18724号〕

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(部会の設置)

第6条 本部長は、行財政改革大綱の策定及び実施に関し、調査研究並びに行財政改革推進計画（素案）の作成及び進捗状況の作成を行わせるため、本部に次に掲げる部会を設置することができる。

- (1) 市民参加部会 市民が行政に参加できるシステムづくり
- (2) 市民サービス部会 市民の視点に立ったサービスの向上
- (3) 公共施設部会 公共施設の効率的活用と効率的運営
- (4) 事務事業コスト部会 事務事業コストの縮減及び行政評価制度の構築
- (5) 職場風土部会 職員の意識改革及び職場の風土改革
- (6) 組織機構部会 時代に即応した組織・機構の見直し及び定員管理の適正化
- (7) 財政運営部会 健全な財政運営の推進
- (8) その他本部長が必要と認める部会

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、部会長及び副部会長は本部員のうちから、部会員は市職員のうちから本部長が指名する。

3 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

全部改正〔平成21年企画11563号〕

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表(第3条関係)

- (1) 会計管理者
- (2) 部長
- (3) 消防長
- (4) 議会事務局長
- (5) 教育次長
- (6) 次長
- (7) 参事
- (8) 調整監
- (9) 総務部総務課長
- (10) 総務部財務課長
- (11) まちづくり推進部総合政策課長
- (12) 選挙管理委員会書記長
- (13) 監査委員事務局長
- (14) 農業委員会事務局長
- (15) 岩村、山岡、明智、串原及び上矢作振興事務所長